

# 急がば回れ

大手・準大手・中堅規模の企業にとどまらず、建設業界で九割以上の企業数を占める中小・零細企業にも大きな影響を与える、「労務費に関する基準（標準労務費）」が導入された二〇二五年十二月十二日以降、標準労務費導入を柱とした新ルールの実効性確保へ向けた様々な取り組みが始まった。

国土交通省は標準労務費導入の根拠法でもある、改正建設業法、改正入札契約適正化法（入契法）の全面施行を受け、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」と「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を昨年末までに相次ぎ公表した。更に仕事納めの二十六日には、国土交通

省電子入札システムホームページ上に【重要】「入契法第十二条に基づく工事内訳書への記載について」と題した文書を公開している。

十二月十二日に全面施行された改正入契法第十二条は、「入札金額の内訳の提出」。改正法と国土交通省省令を合わせて読むと、二〇二五年十二月十二日以降に入札手続きを開始する工事から、「工事費内訳書には入札金額の内訳として、▽材料費、▽労務費、▽法定福利費、▽建設業退職金共済契約に係る掛金、▽安全衛生経費」——を記載した書類提出を義務付けた。

入契法の適用は市町村を含むすべての公共発注者。また原則、内訳書の記載漏れは入札無効の扱いと

なる。そのため昨年末、国土交通省電子入札システムホームページ上で公開された文書では、二〇二六年三月までに入札手続きを開始する工事に限り、記載漏れの場合でも「暫定的に無効としない」と緩和措置も示した。この本省からの基本路線に沿って、出先機関の各地方整備局も今年一月以降、「工事費内訳書への労務費などの記載」に関する対応を相次ぎ公表した。

## 急変環境に対応できない

施工体制確認型総合評価落札方式を経験している大手・準大手・中堅元請けと違い、工事費の内訳内容まで確認する入札を経験したこ

これまでの入札契約制度改善の浸透スピードを踏まえると、三年程度はかかるとの見方が多かった。

具体的には、公共工事入札すべてが対象となる「工事費内訳五項目提出義務化」浸透が、導入初年度二〇二五年度から二〇二六年度「国」、国の浸透を受け二〇二六年度から二〇二七年度が「都道府県及び政令市」、二〇二七年度から二〇二八年度「区市町村」という導入・浸透までの見立てだ。だから多くの中小元請けは昨年末適用の新ルール対応でも余裕を見せていた。

しかし広域自治体や政令市を飛び越えて、一部基礎自治体が直轄に追随し、工事内訳書五項目の提示を求める動きが出始めた。そのなか、五項目の内訳書提示が求められるくない首都圏の中小元請けが取引のない基礎自治体の動向に関心を寄せているのはなぜか。

「標準労務費」を柱とした新ルールに加え、公共工事に従事する技能者の賃金最低額（下限額）を規定する条項（賃金条項）を含む条例「公契約条例」への対応に直面して

おり、公契約条例適用自治体は新ルール適用も早い可能性がある判断しているからだ。

下限額とは、該当地域の職種ごとに公共工事設計労務単価を基礎に一定割合を乗じた額。労務単価に対し「九〇％」と設定しているケースが多い。

例えば東京二三区のうち、一〇区で導入しているのが受注者に下限額以上の賃金・報酬を支払う契約をする「ILO型」と、下限額以上の支払いを強制する「公権力規制型」で、いずれも受注者に支払い義務を課している。支払い義務がない「行政指導型」も合わせれば、一四区と半数以上が賃金条項を規定した公契約条例の導入に踏み切っている。つまり首都圏の中小元請けは、「標準労務費が柱の新ルール」と、「公契約条例」という二つのルールに直面していることになる。

ただその一方で、元請け・下請け問わず中小・零細企業の収益と現場環境の改善につながる動きも確実に加速している。

二月二十七日、国土交通省は「二

〇二六年度土木工事・業務の積算基準等の改定」を公表した。具体的には、本社経費の確保・向上につながる「一般管理費等率の改定」として乗率を引き上げた。四年ぶりの改定で、直接工事費が一億円の河川工事で約一六〇万円増加するという。

## 標準歩掛不可の条件明記

また中小元請けが働き方改革対応で実作業時間を理由に積算見直しを求めてきた課題についても、「移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定」と「施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）の設定」に踏み切った。

具体的には、「資材基地等から現場への移動時間」として、トンネル工事や砂防工事などでも現場移動などで作業時間が短くなり、日当たり施工量の減少を確認、更に建設機械を日々回送する工種でも実作業時間が短くなっているとして、歩掛を改定した。

また酷暑対応として現場の作業管理として行われる作業休止時間

とのない多くの中小元請けにとって、受注競争の主戦場である市町村発注工事で、「求められる工事費内訳書」について記載漏れ発生で、「入札無効」になることは想定外だった。元請けが応札時に提出する工事費内訳書作成の前段階である、専門工事業からの見積もりで細かな費目を明示して提出してもらうこと自体がそもそも難しいとの見方が強かった。材工一式契約が商慣習だからだ。

関連してもう一つ、中小・零細規模の元請けにとって想定外が発生している。工事費内訳書提出義務化の自治体への浸透スピードの速さだ。標準労務費を柱とした新ルールが、区や市の工事に浸透するには、

が増えたことによる日当たり施工量減少を理由に歩掛を改定した。

このほか、中小元請けからこれまで相次いでいた、「施工規模によっては標準歩掛を使った積算は現場実態とかけ離れている」との指摘を踏まえ、積算者が国土交通省の「土木工事標準歩掛」を使う場合、道路打換え工の例として、標準歩掛が適用できる施工規模を明記。更に、標準歩掛が適用できない範囲も示した。また、トンネル補修工として、新規に「断面修復工」で小規模歩掛を制定、また「ひび割れ補修工」についても改定した。

また、公共建築工事では、元請け・下請け間の商習慣「複合単価」「市場単価方式」のデメリットを解消する「単位施工単価」の導入も一部工種で始まった。

ただ、中小企業の収益確保と着実な技能者処遇改善につながる小規模歩掛の市区町村への浸透には時間がかかる。発注者・元請け・下請けも目先にとらわれず、昨今の取り組みの目的と目標はなにかということとを改めて考えて欲しい。